第四十七条の二の見出しを「（確定所得申告書に添付すべき書類等）」に改め、同条第四項中「第二百六十二条第二項」を「第二百六十二条第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　令第二百六十二条第二項第一号に規定する財務省令で定める書類は、同号イからハまでに掲げる者に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、同号イからハまでに掲げる者の区分に応じ同号イからハまでに定める旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一　戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券（出入国管理及び難民認定法第二条第五号（定義）に規定する旅券をいう。）の写し

二　外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（令第二百六十二条第二項第一号イからハまでに掲げる者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

5　令第二百六十二条第二項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類であつて、同項の居住者がその年において同項に規定する国外居住障害者、国外居住配偶者又は国外居住扶養親族（以下この項において「国外居住親族」という。）の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第三号（定義）に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該居住者から当該国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの

二　クレジットカード等購入あつせん業者（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者（役務の提供の事業を営む者をいう。以下この号において同じ。）から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号において「クレジットカード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者たる顧客」という。）に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供事業者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該利用者たる顧客から、あらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行う者をいう。）の書類又はその写しで、クレジットカード等を当該国外居住親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

第四十七条の四第一項第四号イ中「第百六十一条（国内源泉所得）」を「第九十五条第一項（外国税額控除）」に、「国内源泉所得の」を「国外源泉所得（ロにおいて「国外源泉所得」という。）以外の所得の」に改め、同号ロ中「イに規定する国内源泉所得以外の所得」を「国外源泉所得」に改める。

第二編第三章第二節中第三款を第四款とし、第二款の次に次の一款を加える。

第三款　納税の猶予

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）

第五十二条の二　法第百三十七条の二第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百三十七条の二第二項の届出書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この款において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この款において同じ。）

二　法第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出（以下この条において「国外転出」という。）をした年月日

三　法第六十条の二第六項第一号に規定する帰国をする予定年月日（当該帰国をする予定がない場合には、その旨）

四　その他参考となるべき事項

2　法第百三十七条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、第四十七条第十一号の二イ及びロ（確定所得申告書の記載事項）に掲げる事項その他参考となるべき事項とする。

3　法第百三十七条の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百三十七条の二第六項に規定する継続適用届出書を提出する者の氏名、住所及び個人番号

二　国外転出をした年月日及び当該国外転出の時における国内の住所

三　法第百三十七条の二第一項に規定する適用資産のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次条第三項第三号において同じ。）まで引き続き有しているものの種類別及び名称又は銘柄別の数量及び法第六十条の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる金額

四　その他参考となるべき事項

4　令第二百六十六条の二第六項第一号（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める事実は、国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人が破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこととする。

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）

第五十二条の三　法第百三十七条の三第三項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百三十七条の三第三項の届出書を提出する者の氏名、住所及び個人番号

二　法第百三十七条の三第一項又は第二項の規定の適用に係る贈与又は相続の開始があつた年月日

三　当該贈与に係る受贈者の氏名及び住所若しくは居所又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人若しくは遺贈者の氏名及び死亡の時における住所若しくは居所

四　当該贈与又は相続を受けた非居住者が前条第一項第三号に規定する帰国をする予定年月日（当該帰国をする予定がない場合には、その旨）

五　その他参考となるべき事項

2　法第百三十七条の三第四項に規定する財務省令で定める事項は、第四十七条第十一号の三イからハまで（確定所得申告書の記載事項）に掲げる事項その他参考となるべき事項とする。

3　法第百三十七条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百三十七条の三第一項又は第二項の規定の適用に係る贈与又は相続の開始があつた年月日

二　法第百三十七条の三第一項又は第二項の規定の適用に係る贈与又は相続の開始があつた年月日

三　法第百三十七条の三第一項に規定する適用贈与資産又は同条第二項に規定する適用相続等資産のうち、その年十二月三十一日まで引き続き有しているものの種類別及び名称又は銘柄別の数量及び法第六十条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する贈与等の時における価額に相当する金額又は同条第二項若しくは第三項に規定する利益の額若しくは損失の額に相当する金額

四　その他参考となるべき事項

第五十三条第一項第一号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削り、同項第五号中「法第二百十二条第一項に」を「同項に」に改め、「（その者がその年において法第百六十四条第一項第二号から第四号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者に該当する者であつた場合には、当該国内源泉所得のうちその者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に限る。）」を削り、同項第六号中「上場株式等の配当等（」の下に「次号に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等を除く。」